

履修上の通則

1. 学生の修得すべき教育学部共通科目の最低単位数は8単位から12単位とする。
2. 学生の修得すべき外国語科目の最低単位数は0単位から18単位とする。
3. 学生の修得すべき専門教育科目の最低単位数は56単位から108単位とする。
4. 学生の修得できる保健体育科目の総単位数は1単位から上限単位数なしとする。
5. 学際コースに進級した学生の修得すべき領域必修科目の総単位数は14単位とする。
6. 学際コースに進級した学生の修得すべきコース基礎選択科目の総単位数は12単位とする。
7. 学際コースに進級した学生の修得すべきコース選択科目の総単位数は12単位とする。
8. 全学共通設置科目については、巻末の一覧表を参照のこと。